平成２３年（フ）第２０７号
茨城県龍ケ崎市野原町1448―２、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市2733番地の２
債務者　益戸　章夫
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉真理子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
茨城県つくば市高崎1008番地　つくば双愛病院内、住民票上の住所茨城県龍ケ崎市佐貫町3753番地１　103号室
債務者　益戸　　博
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　千葉真理子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４４２号
札幌市白石区川下１条６丁目２番５―504号
債務者　安井　智成
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８８号
札幌市東区北12条東10丁目２番18―104号
債務者　杉本　久美
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６３号
北海道江別市元江別本町７番地の13
債務者　清水　康則
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６４号
北海道江別市元江別本町７番地の13
債務者　清水　康子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８１号
札幌市白石区栄通20丁目３番12号
債務者　松田　健一
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０２号
札幌市東区本町１条２丁目５番25―302号
債務者　木元　富雄
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０６号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番８―507号
債務者　藤田　恭子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７０７号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番８―507号
債務者　藤田　茂久
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４７号
札幌市豊平区福住１条７丁目２番５号　ミツグマンション203号
債務者　本間　和雄
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７４８号
札幌市豊平区福住１条７丁目２番５号　ミツグマンション203号
債務者　本間　和惠
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８９号
北海道石狩市花川南２条５丁目223番地　パステルハイム102号
債務者　堀尾　公二
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０７号
札幌市中央区北７条西26丁目３番１号　岡本病院、住民票上の住所札幌市西区山の手３条１丁目３番25号　ダイアナ山の手ビル301号
債務者　菊池　益夫
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３１号
札幌市中央区南１条西21丁目２番１―202号
債務者　田中多鶴子
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７１号
札幌市西区平和１条10丁目１番２号
債務者　高見あづさ
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８号
福島県河沼郡会津坂下町字上口478番地４
債務者　佐藤　隆広
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係